

公益社団法人鶴見法人会

Hot Line

2021

3

March



No.567

利用しよう！ 法人会会議室

会員のみなさまに当法人会会議室のご利用を提案します。会議室使用料金も、近隣貸会議室に比べ安価でご利用いただけます。スクール形式で定員50名様まで可能です。



1. 使用料金

(円・税別)

利用時間		使用料金	
午前	9時～12時	会員	2,500
		一般	3,500
午後	13時～17時	会員	3,000
		一般	4,500
一日	9時～17時	会員	5,000
		一般	7,000

2. 付属設備使用料金

(円・税別)

利用時間		使用料金			
			マイク	スクリーン・プロジェクター	ホワイトボード
午前	9時～12時	会員	200	1,000	100
		一般	300	1,500	100
午後	13時～17時	会員	200	1,000	100
		一般	300	1,500	100
一日	9時～17時	会員	300	2,000	100
		一般	500	3,000	100

新入会員紹介

令和2年12月～令和3年1月

支部名	法人名	正会員・賛助会員		代表者氏名	住所	
		電話		業種	紹介者	
鶴見中央		賛助会員	組田 洋平	鶴見中央5-7-22ブラス鶴見中央3-207号	社会保険労務士事務所 申出	
		508-3133				
鶴見中央	大田電設(株)	正会員	大田 実	鶴見中央3-25-6シティークリエーション鶴見中央1F	建設業 AIG損害保険(株)	
		717-5059				
豊岡佃野	トモキッズナーサリー鶴見園	賛助会員	藤原 友子	寺谷2-1-13	保育園 京浜熔断(株)	
		573-2622				

税務無料相談

隔月(奇数月)第3水曜日

- 相談日 令和3年3月17日(水)、5月19日(水)
- 時間 午後1時
- 場所 税理士会事務局(青色申告会館)

☆税務相談を希望される方は 事前に事務局(電話521-2531)までご連絡ください。
なお、税理士の斡旋・無担保・無保証人・低利の公的融資の斡旋は随時行っておりますので、ご利用ください。

鶴見法人会に入りませんか？

法人会は税に関する活動で企業や社会に貢献します。

お知り合いの法人等をご紹介ください。

鶴見税務署管内の
約2000社が入会

入会の
メリット

- 1 税務対策のサポート・経営知識等の吸収
- 2 異業種交流
- 3 福利厚生
- 4 地域社会への貢献

詳しくはwebで <http://www.tsurumi.or.jp>

鶴見法人会

検索

公益社団法人鶴見法人会は「地域振興助成事業」として鶴見区内において自主的・主体的な地域づくりを推進する団体・グループを支援しています。

Profile



法人名: bar ぶらうん
役職名: 代表
氏名: 元田 勇次 氏
続柄: 長男
氏名: 元田 勇寅^{ゆうと}
趣味: 工作
支部: 鶴見中央支部

撮影場所: (有)セントラルスタジオ

INDEX

- 鶴見税務署からのお知らせ 1～5
- 事業Report 6
- 女性部会「税に関する絵はがきコンクール」 7
- 鶴見ガイドあれこれ 8～9
- 横浜市からのお知らせ

募集中! 会員ご家族の思い出に、表紙のモデルさん募集中! お問い合わせは、事務局 045-521-2531 まで

令和2年分 確定申告 <申告・納付の期限等延長のご案内>

令和2年分 所得税・消費税（個人事業者）を申告・納付される皆様へ

緊急事態宣言の期間が令和2年分所得税等の確定申告期間と重なることを踏まえ、申告期限・納付期限について、全国一律で延長することといたしました。延長後の期限は次のとおりです。

税 目	申告所得税及び復興特別所得税	消費税及び地方消費税
納付の期限 (納期限)	令和3年 4月15日 (木)	令和3年 4月15日 (木)
振 替 日	令和3年 5月31日 (月)	令和3年 5月24日 (月)

※振替日は、振替納税を利用される場合の預貯金口座からの自動引き落としの日です。

※振替納税を利用される場合には、国税の納期限までに、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」(振替依頼書)を作成の上、納税地を所轄する税務署へ提出する必要があります。→ [次ページをご覧ください!](#)

2021年度 国税専門官募集 (採用予定数1,500人)

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。国税専門官は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

受験資格	<ol style="list-style-type: none"> 平成3年4月2日～平成12年4月1日生まれの者 平成12年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> イ 大学を卒業した者及び令和4年3月までに大学を卒業する見込みの者 ロ 人事院が上記イに掲げる者と同等の資格があると認める者
申込手続	<ol style="list-style-type: none"> 申込方法 インターネット申込み 人事院ホームページ上の申込専用アドレスをご利用ください。 [http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html] 受付期間 令和3年3月26日(金)午前9時～令和3年4月7日(水)[受信有効] 受験案内交付期間 令和3年2月1日(月)～令和3年4月7日(水) 9時～17時(土・日曜日及び祝日を除く。) 受験案内交付場所 東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局(所) (注) 人事院ホームページからもダウンロードすることができます。 [http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.html]
試験日	<ol style="list-style-type: none"> 第1次試験 令和3年6月6日(日) 第2次試験 令和3年7月5日(月)～令和3年7月16日(金)のうち指定された日時

(注) 詳細は、東京国税局ホームページ「採用関係お役立ちリンク集」をご確認ください。

【問合せ先】 東京国税局人事第二課試験係 電話(03)3542-2111(内線2169)

令和3年1月から
Webで完結

振替依頼書が オンラインで 提出できます!!



↑詳しくは
こちら

国税の振替納税を利用する場合には、事前に税務署又は希望する金融機関に振替依頼書を書面で提出する必要がありましたが、令和3年1月から、オンライン(e-Tax)で提出できます。

お手持ちのパソコン、スマートフォンから e-Tax を使って簡単な操作で提出できます。

書面では



書類に必要事項を記入し、
金融機関届出印を押印



金融機関又は税務署に
書面で書類を提出

オンラインでは



- ✓ 金融機関又は税務署に
書面で提出不要!
- ✓ 振替依頼書記載不要!
- ✓ 金融機関届出印不要!
- ✓ 電子証明書不要!

利用可能税目

◇申告所得税及び復興特別所得税

- 期限内に申告された確定申告(3期)分及び延納分
- 予定納税(1期、2期)分

◇消費税及び地方消費税(個人事業者)

- 期限内に申告された確定申告分及び中間申告分



利用できる金融機関

オンライン提出が利用できる金融機関と預金口座の種類等については、国税庁ホームページにある「オンライン提出利用可能金融機関一覧(振替納税)」をご確認ください。

(注) 「オンライン提出利用可能金融機関一覧(振替納税)」に記載のない金融機関では、オンライン提出ができませんので、書面の振替依頼書を作成の上、金融機関又は税務署に提出してください。



↑詳しくは
こちら

ご利用に当たっての注意事項

- 納税者ご自身名義の預金口座のみがご利用できます。
 - ※ 事業用口座(屋号付きの口座)は原則としてご利用することはできません。
- 申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税(個人事業者)の2税目の振替納税を希望される場合には、1税目ごとに手続が必要となります。
- 振替依頼書のオンライン提出は、システム事業者及び金融機関の提供するセキュリティに保護された外部サイトを利用します。



国税庁 ホームページ

<https://www.nta.go.jp>

国税庁

検索

申し込み手順

- ① 事前準備**
- 利用者識別番号をお持ちでない方は、e-Tax の利用開始手続にて利用者識別番号を取得（即時発行されます）
 - 金融機関名・支店名・口座番号などが確認できるもの（通帳・キャッシュカードなど）
 - 金融機関の手続に必要な情報（暗証番号、通帳記載の最終取引残高、生年月日など）
- （注） 必要な情報は、金融機関により異なりますので、ご利用の金融機関ホームページ等でご確認ください。

申し込み入力画面

振替依頼書のオンライン提出（所得税）

申し込み概要

申し込み内容

以下の入力欄に申込内容を入力してください。

納税者氏名（カナ）（必須）	<input type="text"/>	<small>（全角カナ）</small>
納税者氏名（必須）	<input type="text"/>	<small>（全角）</small>
申請内容	口座振替	
税目	申告所得税・復興特別所得税	
申告区分（1つ以上チェック必須）	<input type="checkbox"/> 1期分、2期分 <input type="checkbox"/> 確定申告分（期間内申告分） <input type="checkbox"/> 延滞分	
提出先税務署（必須）	納税所	<input type="text"/>
	税務署	<input type="text"/>
電話番号（必須）	<input type="text"/>	
住所（必須）	郵便番号	<input type="text"/>
	住所	<input type="text"/>
申告納税地 <small>（上記の住所欄に入力した住所と申告納税地（申告書に記載する住所）が異なる場合には、申告納税地を記載してください。）</small>	<input type="checkbox"/> チェックボックスをチェックすると、申告納税地が入力できます。 <input type="text"/> <small>（全角）</small>	
口座名義（カナ）（必須） <small>（納税者ご自身の名義に限り、）</small>	<input type="text"/>	
口座名義（必須） <small>（納税者ご自身の名義に限り、）</small>	<input type="text"/>	
利用開始年月日（必須） <small>（すでに利用を開始されない方のみ日付を変更してください。）</small>	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 <small>（半角数字）</small>	

次へ

② e-Tax で入力

ご自身の氏名、住所、税務署名及び口座名義等を入力します。

（注） 入力画面に表示される注意事項等は必ず確認の上、入力してください。



③ 金融機関のサイトで入力

金融機関を選択し、手続に必要な情報を入力します。

※ 利用者認証後、e-Taxに戻ります。

④ 「提出」ボタンを押して送信

送信する前に、画面に表示された振替依頼書情報を確認してください。

⑤ 受付メッセージの受信

受信通知がメッセージボックスに格納されますので、必ずご確認ください。

ダイレクト納付利用届出書もオンラインで提出できます

詳しくはこちら↓

個人の方は、ダイレクト納付利用届出書も令和3年1月から、お手持ちのパソコン、スマートフォンからe-Taxを使って簡単な操作で提出できます。
詳しくは国税庁ホームページにある「ダイレクト納付の手続」をご覧ください。



e-Tax 利用時間

- 月曜日～金曜日（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）の24時間
（注） 休祝日の翌稼働日は8時30分からご利用いただけます。
- 毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日の8時30分～24時
（注） 利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

e-Taxホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp> e-tax 検索



K2.11

令和3年4月1日より、税込価格の表示（**総額表示**）が必要になります！

- 事業者が消費者に対して行う価格表示が対象です。
- 店頭不值札・棚札などのほか、チラシ、カタログ、広告など、どのような表示媒体でも、対象となります。

◇ 総額表示に《該当する》価格表示の例

※ 税込価格10,780円(税率10%)の商品の例

10,780円

10,780円(税込)

10,780円(うち税980円)

10,780円(税抜価格9,800円)

10,780円(税抜価格9,800円、税980円)

9,800円(税込10,780円)

税込価格が明瞭に表示されていれば、消費税額や税抜価格を併せて表示することも可能です。

消費者が値札や広告により、商品・サービスの選択・購入をする際、

- 支払金額である「消費税額を含む価格」を一目で分かるようにし、
- 価格の比較も容易にできるよう、

総額表示義務は、平成16年4月より実施されているものです。

■ 総額表示に《該当しない》価格表示の例

9,800円(税抜)

9,800円(本体価格)

9,800円+税

※ 平成25年10月に施行された消費税転嫁対策特別措置法により、令和3年3月31日までは上記のような価格表示も認められていますが、令和3年4月1日以後は、総額表示が必要になります。

よくあるご質問（FAQ）

Q1 税込価格に加えて税抜価格を表示することは認められるのですか。

A 「総額表示義務」は、税込価格の表示を義務付けるものであり、税込価格に加えて税抜価格も表示することが可能です。ただし、この場合、税込価格が明瞭に表示されている必要があります。明瞭に表示されているかどうかの考え方については、「総額表示義務に関する消費税法の特例に係る不当景品類及び不当表示防止法の適用除外についての考え方」（平成25年9月10日 消費者庁）をご覧ください。



Q2 「総額表示」への移行に伴い、レジシステムを変更する必要はあるのですか。

A 「総額表示義務」は、値札や広告などにおいて「消費税相当額を含む支払総額」の表示を義務付けるものであってレジシステムの変更を義務付けるものではありません。

Q3 商品本体のパッケージや下札などに税抜価格が表示されていますが、こうした表示についても全て税込価格に変更する必要がありますか。

A 総額表示の義務付けは、消費者が商品やサービスを購入する際に、「消費税相当額を含む価格」を一目で分かるようにするためのものです。したがって、個々の商品に税込価格が表示されていない場合であっても、棚札やPOPなどによって、その商品の「税込価格」が一目で分かるようになっていれば、総額表示義務との関係では問題ありません。

なお、インターネットやカタログなどを用いた通信販売に関しては、ウェブ上、カタログ上において税込価格が表示されていれば、送付される商品自体に税抜価格のみが表示されていたとしても、総額表示義務との関係では問題ありません。



Q4 「希望小売価格」も総額表示にする必要がありますか。

A 製造業者等が商品カタログや商品パッケージなどに表示している、いわゆる「希望小売価格」は、小売店が消費者に対して行う価格表示ではありませんので、「総額表示義務」の対象にはなりません。ただし、小売店において、製造業者等が表示した「希望小売価格」を自店の小売価格として販売している場合には、その価格が総額表示義務の対象となりますので、「希望小売価格」が「税抜価格」で表示されているときは、小売店において、「税込価格」を棚札などに表示する必要が生じます。



※ 総額表示について、更に詳しくお知りになりたい方は、財務省HPの「消費税の総額表示義務と転嫁対策に関する資料」ページをご覧ください。

URL https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d03.htm



■ 事業 Report

1月講師例会
「多村 仁志氏 講演会
組織力について」
1月25日(月) 収録
青年部会

1月講師例会はコロナ禍の中での開催ということで、録画後に編集をしてYouTubeにて、法人会メンバーに限定公開で行った。講師に元DeNaベ이스ターズや、ソフトバンクホークスで活躍した多村仁志氏を講師に迎え「組織力」について、野路部会長と対談形式でわかりやすく説明していただいた。

実行委員長の茂手木雅也の進行で、副部会長の森松長治の挨拶からスタートした。

最低年棒300万円の時代から、億を稼ぐまでの夢ある話や、監督の違いによるチーム(組織)の育て方、チームを移籍してからのやり方の違い、特に常勝軍団ソフトバンクでの練習方法の違いなど多くの学びがあった。

対談後半には、鶴見法人会青年部会のメンバーより募集した質問を多村氏に回答していただいた。現役の選手のなかで一番すごい選手、過去戦った1番すごいピッチャーは?という質問には、横浜高校出身で現鶴見法人会副部会長の大村明伸の名前があがった。また、芸能人や女子アナとはどうやって知り合うのかなど、普段メディアではなかなか話せないようなお話もたくさん聞いて、撮影現場も大変盛り上がった。最後に、野路部会長が視聴者プレゼントで、ユニホームにサインをいただき、トラブルもなく無事1月講師例会を終了することができた。



第11回 税に関する絵はがきコンクール & 租税教室

令和3年1月25日(月) 女性部会

今年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、例年のように第11回『税に関する絵はがきコンクール』及び租税教室の事業を行うことが困難となりました。よって、以下の方法にて『税に関する絵はがきコンクール』の募集を行いました。

- ①女性部会部会員の皆さまへのご協力依頼
- ②理事会・青年部会員の皆さまへのご協力依頼
- ③11月号のホットラインに募集要項の掲載
- ④タウンニュース電子・鶴見区版11月19日に募集要項の掲載

結果、36作品の応募をいただきました。

選考会は感染対策を行いながら、1月19日に鶴見税務署幹部の皆さま、本会会長・女性部会担当副会長

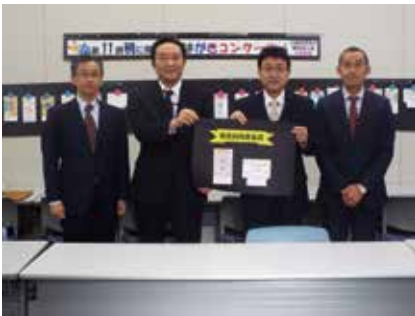
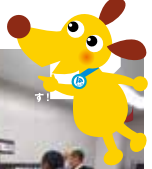
にお越しいただき、税務署長賞・法人会会長賞を、1月25日には、女性部会賞・アイデア賞を女性部会役員にて、それぞれ公正な審査のうえ、高学年・低学年に分け計8作品を入賞作品として選出しました。

各賞を受賞した児童へは、表彰状と副賞を送付いたしました。

なお、税務署長賞・高学年の部・山宮佑太さんの作品は、2月17日(公社)全国法人会総連合(女性部会)が実施するコンクールに出展いたしました。

第11回『税に関する絵はがきコンクール』の作品は、確定申告の期間に鶴見税務署内に掲示されます。税務署においての際は、ぜひご覧ください。

「新しい生活様式」の中行われた第11回『税に関する絵はがきコンクール』、皆様のご協力に感謝申し上げます。



ワックン鶴見カルタのポイントめぐり

前回1月号で紹介した5ルートのお散歩マップ、これらをひとルートずつしっかりご紹介していきます。まずは『ワックン鶴見カルタお散歩マップ～旧東海道と鶴見川～』から。



スタートは京浜急行の鶴見市場駅。

改札口を出たら海側に向かい、国道15号線を渡ると、郵便局の真向かいあたりに「㊸箱根駅伝記念像」があります。今年は新型コロナウイルスの影響で沿道観戦が叶いませんでしたが、箱根駅伝鶴見中継所は日本中の注目を集める貴重な場所ですね。



ルートは再び国道を渡り、京急の線路を越えていくと、突き当たりに



は「熊野神社」。

ここを左折して、旧東海道を鶴見駅方向にしばらく進むと左手の「市場一里塚」などを経て、鶴見川橋の手前には、小さな公園が。



「㊹鶴見川橋・鶴見橋関門旧跡」江戸時代初めの頃にはすでに橋がかかれ、鶴見川の両側には多くのお店があってにぎわっていたと「江戸名所図会」にも描かれています。中でも名物だったのが「よねまんじゅう」で現在でも鶴見中央の清月ほか区内数ヶ所の和菓子屋さんで購入することができます。

また橋を渡った少し先の左手には関門旧跡の石碑がありますが、うっかりすると見逃してしまいそうです。

ワックンカルタで鶴見を散歩



点に向かい、レアルつくののアーケードの中へ。



「㊦ぼてふり地蔵」は商店街の中ほど左手、郵便局の手前の少し広くなったスペースにあります。

商店街を離れ、路地から路地へと辿っていくと、住宅街の中に「㊧わっくんひろば」があります。



橋のたもとまで戻り、上流方向に向かい、JRの線路を地下道でくぐっていくと現れるのが「㊨佃野公園」。



鶴見川いかだフェスティバル、サマーフェスティバルなど夏の一大風物詩だった花火大会も2018年開催をもって休止となりました。個人的には毎年朝から模擬店に参加していたので、寂しい限りです。

さて、佃野公園を後に三角交差



就学前の子どもと保護者が交流できる大切な地域子育て支援拠点ですが、コロナ禍の影響で利用時間や人数などが大きく制限されていました。

再び六差路の三角交差点に出ますが、今度はガードをくぐって、東口方面に向かいます。

ガード付近は歩道が無くなるので、横断歩道を渡り一旦左側を進み、ガードを抜け、歩道橋で駅方向へ進むと、公園の先にあるのが「㊩鶴見神社」です。毎年4月29日には横浜市地域無形民俗文化財「鶴見の田祭り」が行われますが、昨年は緊急事態宣言発出中だったために中止となりました。今年は無事



に開催されるでしょうか。

また、本殿の右側から裏手に回ると、浅間神社などもきれいに整備されたので、行ってみるとよいかもしれません。

参道から旧東海道に戻り、進んでいくと7分ほどで京急鶴見駅、そしてJR鶴見駅へと到着します。お疲れさまでした。



このお散歩マップは、鶴見区役所2階の「つるみ区民活動センター」に置いてあります。（なお、コロナ禍の影響で開場時間等変更している施設があります。ご利用の際は各施設にお問い合わせください。）

固定資産税の「縦覧」とはどんな制度？

Q 固定資産税には「縦覧」という制度があると聞きましたが、どのような制度なのかを教えてください。
また、令和3年度の縦覧期間はいつですか。

A 固定資産税の「縦覧」は、土地・家屋について、縦覧帳簿をご覧いただくことにより、納税者が自己の所有する資産の価格と区内にある他の資産の価格とを比較して、ご本人の資産に対する評価が適正かどうかを確認していただく制度です（無料）。期間等は、次のとおりです。

■期間

令和3年4月1日（木）から4月30日（金）まで〔土・日・祝日を除く〕（予定）

■時間

8時45分から17時00分まで

■場所

資産の所在する区の区役所税務課の窓口

■縦覧できる方

固定資産税の納税者、その代理人など

■必要書類

官公署発行の顔写真付き本人確認書類

〔例〕 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード（個人番号カード）など

※顔写真付きでない場合は、納税通知書と健康保険証など2種類の書類が必要です。

※代理人の場合は、委任状及び代理人ご自身の本人確認書類が必要です。

（法人の場合は、委任状に代表者印を押印してください。）

令和3年度の価格について不服があるときは、4月1日以降、納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。詳しくは土地・家屋については資産の所在する区の区役所税務課に、償却資産については横浜市償却資産センターにお問い合わせください。

ご本人の資産について価格等の確認をされたい場合は、年間を通じて課税台帳の閲覧制度があります（無料）。土地・家屋については資産の所在する区の区役所税務課、償却資産については横浜市償却資産センターの窓口で閲覧できます（土・日・祝日を除く8時45分から17時00分まで）。閲覧の際はご本人であることを確認させていただきます。

※令和3年度の固定資産税の納税通知書は4月上旬に発送します。

第1期納期限は4月30日（金）です。